

北秋田市公告 89 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により北秋田市森林整備計画を樹立するので、同法第 10 条の 5 第 10 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表します。

森林法第 6 条第 2 項の規定による申立てはありませんでした。

令和 5 年 3 月 22 日

北秋田市長 津 谷 永 光

1 縦覧に供する書類

北秋田市森林整備計画書

2 縦覧場所

北秋田市役所 産業部 農林課 林業振興係

（第二庁舎 北秋田市花園町 15 番 1 号 窓口番号④）